

消費・安全部各課の紹介

消費生活課

食品の安全性を確保し、望ましい食生活の実現に向け、食育などの業務を行っています。

国民の皆様向けに、近畿農政局内外に「消費者の部屋」を設置、意見交換会やセミナーの実施を通して、身近な食生活に関する情報や農林水産省の取り組みなどを分かりやすくお伝えしています。



米穀流通・食品表示監視課

農林水産物(米、野菜、牛、豚、魚介類など)や加工食品(パン、菓子、ジャムなど)の食品表示が適正に流通するように監視や普及啓発を行っています。

不適正が発覚した場合は、原因を究明し、事業者に対し法律に基づいた指導などを行うことで是正を促します。



農産安全管理課

食の安全確保のため、農薬や肥料などの生産資材や植物防疫、有害化学物質や有害微生物に関する業務を行っています。

具体的には農薬使用計画書の受理や、肥料の登録更新、関係機関との連絡、調整などの業務を行っています。



畜水産安全管理課

畜水産物や飼料・動物用医薬品等の安全確保及び適正な使用、牛トレーサビリティ、ペットフードの安全性確保等の業務を行っています。

具体的には、近畿地域で鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生した際の対応、飼料やペットフード製造業者等への立入検査、牛トレーサビリティ制度の監視・指導を実施しています。

